居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	株式会社ゆめの樹 ケアプランセンターゆめの樹
法人 所在地	飯塚市綱分 1170-4
法人種別	営利法人
代表者 氏名	塩谷 嘉代
電話番号	0948 (31) 1135

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し公正・中立かつ適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その実施に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力やおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更を行います。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターゆめの樹
所 在 地	飯塚市綱分 1170-4
介護保険指定番号	4071804514
サービス提供地域	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡桂川町、鞍手郡小竹町

第三者評価の実施状況 無

(2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事 業 者 名	事業者指定番号		
訪問看護	訪問看護 ナースステーションゆめの樹	4065590525		
地域密着型通所介護	デイサービスゆめの樹	4091800492		

(3)職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤	事業所の運営および業務全般の管理	1
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1以上

(4)勤務体制

平 日 (月)~(金)	午前8時30分~午後5時30分 土、日および盆(8/13~8/15)年末年始(12/31~1/3)を除く
緊急連絡先	管理者若しくは、担当介護支援専門員緊急連絡先にて 24 時間体制にて受付

(5)居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析およびモニ	厚生省の標準課題項目に準じた、事業所独自書式を使用して課題
	分析を行います。その後、少なくとも月1回はご利用者の居宅を
タリングの実施方法	訪問し、ご利用者と面談の上サービス利用状況、目標に向けた進
	行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。
利用料金	居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙 1」の通りです。
	但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用
	者負担はありません。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。
担 当 者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能です。

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	ケアプランセンターゆめの樹
担当者	松﨑 純子
電話番号	0948-82-1125
対応時間	8時30分~17時30分(月~金)

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者に事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得が得られるよう努めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者による苦情対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き 止め、改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者と充分な話し合い等を実施します。 また、その後も必要に応じサービス事業者を訪問し、より良いサービス提供が図れるようにし ます。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

飯塚市役所	電話 番号	0948-22-5500
	住所	飯塚市新立岩5番5号
嘉麻市役所	電話 番号	0948-42-7431
高齢者介護課	住所	嘉麻市岩崎1180番地1
福岡県介護保険広域連合	電話 番号	0948-65-1151
田川・桂川支部	住所	田川市新町 18-7 自治館内
福岡県介護保険広域連合	電話 番号	0949-32-5046
鞍手支部	住所	宮若市本城 458-2
福岡県国民健康保険団体	電話番号	092-642-7859
連合会介護苦情相談窓口	住所	福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生したご利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態についてサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、ご 利用者及び市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故について の検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

ご利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことでご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いします。

- ① ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、 入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専 門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の 名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

- ①ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして行います。また、会議の開催方法として参集にて行うもののほかに。テレビ電話装置等を活用して実施する場合もあります。
- ② ご利用者等が参加して実施する会議について、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話 装置等を活用して実施する場合もあります。

9. 秘密の保持

- ①介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及 びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約 終了後も同様です。
- ②ご利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において ご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報 を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス 事業者等を紹介するように求める事が出来ること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付 けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めること なく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉 用具貸与の利用状況は「別紙2」の通りです。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス 等の担当者からなる、サービス担当者会議の開催、またはやむをえない事由で開催できな い場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地 からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②主治の医師等が、一般にみとめられている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施したします。具体的には、ご利用者又はそのご家族の同意を得た上で、

主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の 提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定 し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、又はまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行 う事ができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援 専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

14. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

15. 身体拘束の禁止

ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限するような行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費I

居宅介護支援費(i)	介護支援専門員が 1 人当たりの	要介護 1・2	1,086 単位
	取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、	要介護 3・4・5	1,411 単位
	45 未満の部分		
居宅介護支援費(ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	544 単位
	扱件数が 45 以上である場合にお いて、45 以上 60 未満の部分	要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員1人あたりの	要介護 1・2	326 単位
	取扱件数が 45 以上である場合に おいて、60 以上の部分	要介護 3・4・5	422 単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等	1月につき 200 単位減算
	(指定訪問介護・指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・指定福	
	祉用具貸与)	
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できて いない場合	基本単位数の 50%に減算
	運営基準減算が2月以上継続して いる場合算定できない	算定不可
高齢者虐待防止措置未実	厚生労働省が定める高齢者虐待防 止のための基準を満たさない場合	所定単位数の 100 分の 1 に
施減算		相当する単位数を減算

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(I)	病院又は診療所に入院当日及び入院日以前に、当該病	250 単位
	院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行っ た場合	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院日の翌日及び翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行っ	200 単位
	院文は砂原所の職員に対して必要な情報促展を行う た場合	
イ)退院・退所加算(I)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に	450 単位
1	係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法に より一回受けていること	
口)退院・退所加算(Ⅰ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に	600 単位
口	係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受 けていること	

ハ) 退院・退所加算(Ⅱ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に	600 単位
	係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法に	,
	より二回受けていること	
ー)、旧吟、旧記加答(π)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に	750 光伏
一二)退院・退所加算(Ⅱ)		750 単位
口	係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカ	
	ンファレンスによること	
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に	900 単位
	係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回	
	はカンファレンスによること	
	 利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同	- V 水 仕
通院時情報連携加算		50 単位
	席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や	
	生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科	
	医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた	
	上で、居宅サービス計画等に記録した場合	
ターミナル	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前	400 単位
	14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、	100 1 12
ケアマネジメント加算	主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス	
	事業者に提供した場合算定	
Err for mile hele	22/1/2/	222 11/11
緊急時等	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の	200 単位
居宅カンファレンス加算	職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを	
74.21	行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行っ	
	た場合	

ご利用者の費用負担が発生する場合

- ・保険料滞納などにより、給付制限がおこなわれている場合
- ・通常営業地域以外にて事業を対応する場合の訪問のための交通費

別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、 福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	%
通所介護	%
地域密着型通所介護	%
福祉用具貸与	%

③ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護		
通所介護		
地域密着型通所介護		
福祉用具貸与		